平成２４年（フ）第１５号
宮崎県延岡市大貫町６丁目1837番地２
債務者　有限会社内山工房
代表者代表取締役　内山登世己
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木龍彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前10時30分
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２３号
静岡市駿河区豊田３丁目10番５号
債務者　株式会社長田文化堂
代表者代表取締役　長田　　進
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝倉　　保
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９号
福島県伊達郡川俣町大字羽田字十二社19番地の１
債務者　株式会社マコト設備
代表者代表取締役　齋藤　　透
１　決定年月日時　平成24年２月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　初美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午前11時30分
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第７６号
埼玉県志木市本町３丁目12番21号
債務者　大幸産業株式会社
代表者代表取締役　杉本　勝詔
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　　裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後４時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
高知市南新田町１番13号
債務者　株式会社橋本工業
代表者代表取締役　麻岡　信孝
１　決定年月日時　平成24年２月14日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長山　育男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前11時20分
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７１号
埼玉県川口市赤井１丁目33番11号
債務者　金子エンジニアリング株式会社
代表者代表取締役　金子　則夫
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　紘司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１７号
大阪府南河内郡河南町大宝１丁目32―11
債務者　邦光造園株式会社
代表者代表取締役　多田　雅紀
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙島　志郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午後２時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
名古屋市中区錦３丁目２番１号　信愛ビル１F
債務者　株式会社エール・ダルジャン
代表者代表取締役　松本　善隆
１　決定年月日時　平成24年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇田　幸生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午前10時15分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５号
石川県小松市二ツ梨町ト、５番地
債務者　有限会社平成サービス
代表者代表取締役　表　　照子
１　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木梨　松嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午後１時30分
金沢地方裁判所小松支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第８９号
兵庫県三田市乙原2393番地34、従前の住所大阪府豊中市若竹町１丁目６番６号
債務者　川上　徳子
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
４　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前10時45分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７号
松江市美保関町千酌1116番地
債務者　金﨑　勝利
１　決定年月日時　平成24年２月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鳥居　竜一
４　破産債権の届出期間　平成24年３月13日まで
５　一般調査期間　平成24年４月10日から平成24年４月24日まで
６　免責意見申述期間　平成24年４月20日まで
松江地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７６１号
東京都福生市大字熊川95番地　熊川住宅836
債務者　喜屋武ベティーこと　デ・キヤン・ジャラミーロ・アルバレス・ベティ・セシリア
１　決定年月日時　平成24年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９号
滋賀県米原市大鹿202番地
債務者　大橋　慶子
１　決定年月日時　平成24年２月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第５号
長崎県大村市池田新町736番地５　池田アパート一棟８号
債務者　喜野由美子
１　決定年月日時　平成24年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２０４０号
埼玉県朝霞市岡２丁目３番45号
債務者　栗原　文江
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１０９号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷５丁目26番７号　レオパレスメゾンエスポワール201号
債務者　山口　正典
１　決定年月日時　平成24年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係